

令和 6 年 6 月 2 6 日

(公財) 福岡県農業振興推進機構

理事長 鐘江 義広 殿

福岡県農地中間管理事業評価委員会

委員長 磯田 宏

令和 5 年度農地中間管理事業に係る評価意見書について

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 6 条第 2 項も規定に基づき、評価委員会として下記のとおり意見を述べます。

記

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 評価の期間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日 |
| 2 | 評価委員名 | 磯田 宏、大塚 康市、植野 京三 |
| 3 | 評価意見書 | 別紙のとおり |

以上

令和５年度農地中間管理事業に係る評価意見書

１ 実施状況等について

（１）貸付実績

令和５年度の新規貸付面積は 770ha で、機構の中間管理事業目標 1,100ha は下回ったものの、農地の出し手は大幅に増加し、ストック面積も２割以上増えるなど、受け手への農地の集積が進んだ。

また、賃料についても昨年度と比べ増加し、約 7 億円となった。

全貸付面積を地域別に見ると、筑後地域は県全体の過半を占めているが、飯塚地域では（農）伊方ファームへの新規集積により、前年比 3 倍超と大幅に増加した。

法人への集積以外の取組みとして、朝倉市で（公財）福岡県農業振興推進機構（以下、機構）が取組む基盤整備に伴う集積や、遊休農地を解消した農地貸借など、特徴ある取組みが見られた。

（２）評価

飯塚地域における「法人への集積」や、「基盤整備」「遊休農地解消」などの取組みは、新規貸付の増加に寄与するものであり、県・市町村の行政をはじめ JA グループなど関係機関と連携し、取組みを一層強化されたい。

また、令和 7 年度からは「農用地利用集積円滑化事業」に加え、「利用権設定等促進事業（以下、相対契約）」など他の貸借制度からの移行が大幅に増加すると見込まれることから、相対契約の手続き主体である市町村等の意見を聴き、円滑な制度移行を進められたい。

２ 法改正に伴う対応について

相対契約による貸借では、農地の分散錯雑が解消されず、農地の集約化を進めることが困難であったこと等を根拠に挙げて、国は農業経営基盤強化促進法を改正し、農地の貸借を農地中間管理事業に一本化した。

この制度改正により、市町村・機構の業務量が大幅に増加すると見込まれることから、機構としては「業務の簡素化・効率化」、「予算・人員の確保」を柱とし取組みを行った。

(1) - ①農地中間管理事業業務の簡素化・効率化

相対契約が廃止され、農地中間管理事業に一本化された場合、県全体では面積ベースで約7倍、件数ベースで約18倍に増加すると試算された。

今後、大幅な業務量増大が見込まれることから、機構は市町村等を対象とした意見聴取の場を設定し、集約した様々な意見を踏まえ、農用地利用集積等促進計画の様式見直しや、提出書類の削減など簡素化を行った。

また、市町村内で完結していた相対契約から農地中間管理事業に移行すると、大量の農地貸借情報を機構・県が処理することになるため、業務の電子による事務の効率化を検討した。

(1) - ②予算・人員の確保

法改正に伴う大幅な業務量増加に対応するため、機構は人員体制の強化と市町村への業務委託費の増額等を柱とし、前年度対比2.7倍の予算要望を行ったが、本県への予算配分は要望額の半分にも満たない結果となった。

(2) 評価

機構は、市町村等からの様々な意見を踏まえ、今までの農地中間管理事業業務をゼロベースで見直し、簡素化を進め、その一部を実施に移すなど機動的な動きをしていることは評価する。

今後、相対契約からの移行に伴う大量の農地貸借情報を、関係機関で共有し効率的に処理する必要があるため、業務の電子化を早急に構築されたい。

また、令和7年度からの制度移行を円滑に進めるためには、増大する業務に対応する体制整備が必要不可欠である。

このため、機構においては、県との連携を図りながら、改めて国に対し必要な予算措置の確保を強く要請されたい。